

## ファミリー・サポート・センター総合補償制度について (Chubb 損害保険)

総合補償制度は、災害補償制度と賠償金補償制度の2つで構成されます。

災害補償制度は、ファミリー・サポート制度を利用する会員(※1)のケガと特定疾病(※2)を補償します。

賠償金補償制度は、ファミリー・サポート・センターの運営上、会員(※1)や第三者への賠償責任が生じた場合の賠償金を補償します。

※1 会員とは、提供会員および利用会員の子どもを指します。

※2 対象となる特定疾病

<ul style="list-style-type: none"> <li>・急性虚血性心疾患(いわゆる心筋梗塞)、急性心不全等の急性心疾患</li> <li>・くも膜下出血、脳内出血等の急性脳血管疾患</li> <li>・気胸、過換気症候群等の急性呼吸器疾患</li> <li>・細菌性食中毒</li> <li>・日射病および熱射病等の熱中症</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低体温症</li> <li>・脱水症</li> </ul>
--	---

### ● 補償額

#### 【災害補償制度】

補償項目		補償額		備考
		提供会員	依頼会員および 依頼会員の子ども	
死亡・ 後遺障害	傷害	350万円	300万円	後遺障害は程度に応じて、死亡保険金額の100%~4%
	特定疾病	350万円	300万円	
入院日額	傷害	2,000円	2,000円	180日限度
	特定疾病	2,000円	2,000円	
通院日額	傷害	2,000円	1,000円	90日限度
	特定疾病	2,000円	1,000円	

#### 【賠償金補償制度】

保険種類	補償額	備考
施設賠償責任保険 生産物賠償責任保険	対人・対物共通限度額：1事故2億円 期間中2億円	免責なし
受託者賠償責任保険	1事故・期間中：10万円	現金のみ 免責無し
初期対応臨時費用 見舞金・見舞品補償	保険期間中：500万円（下記見舞金・見舞品を含む） 死亡後遺障害：1事由につき10万円を限度とした実費 入院：1事由につき1万円を限度とした実費 通院：1事由につき5,000円を限度とした実費	免責なし
訴訟対応費用	保険期間中：1,000万円	免責なし
センター見舞金費用	①②のいずれか低い金額を限度 ①センター見舞金（実費の50%限度） ②5万円	免責なし